

尾張旭市監査公表第13号

平成31年3月1日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年3月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

消防本部消防署

| 監 査 の 指 摘 事 項   | 措 置 状 況   |
|---|---|
| セパレート防火衣一式購入の施行及び契約締結伺いにおいて、部長専決である消耗品費の決裁が課長において行われている。尾張旭市決裁規程により30万円を超える消耗品費については、部長の専決事項とされている。 | 指摘事項のとおり、尾張旭市決裁規程の決裁区分を消防署員全員で再確認し、適切な契約事務の遂行を周知徹底した。 |